

広報



あいかわ aikawa

2004 5/1 No.497

編集・発行 / 愛川町総務部総務課
〒243 0392
神奈川県愛甲郡愛川町角田251 1
☎ 046 285 2111 (代)
FAX 046 286 5021
<http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/>

萌も えの 新 緑

CONTENTS

特集 児童手当を支給.....	2
町政情報館 愛川町生涯学習推進プラン.....	4
やまなみワイド・図書券が当たるお楽しみクイズ.....	8
インフォメーション.....	9
保健ガイド.....	12
みんなのサークルファイル.....	14
愛川トピックス.....	15



小学校入学前の 子供の 保護者へ

児童手当を支給

5月末日までに手続きを

小学校へ入学する前の子供を養育している保護者に児童手当が支給されます。現在、児童手当を受けていない方、または、昨年、所得制限により児童手当を受けられなかった方は、5月末日までに福祉課で認定請求の手続きをしてください。

認定された場合には、手続きした月の翌月から手当が受けられます。手続きが遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなります。なお、所得が一定額以上の場合には、支給されない場合があります。



認定請求の手続きに必要なもの

- ・認定請求書(用紙は町福祉課にあります)
- ・印鑑
- ・申請者の預金口座番号などが分かるもの(郵便局は除く)
- ・年金加入証明書(申請者が厚生年金加入者の場合に必要です。用紙は町福祉課にあります)

- ・平成16年度児童手当所得証明書(平成16年1月1日に愛川町に住所がなかった場合)

児童手当制度のあらまし

制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的としています。

制度のしくみ

手当の種類

- 3歳未満の児童児童手当
- 特例給付

所得制限により児童手当が受けられないサラリーマン(厚生年金に加入している方)などの特例として、所得が一定未満の場合に限って、児童手当と同額の給付が支給されます。

3歳以上6歳到達後最初の3月31日までの児童(小学校入学前)

- 就学前特例給付
- 3歳未満の児童の児童手当に相当します。
- 就学前特例給付
- 3歳未満の児童の特例給付に相当します。

支給対象

児童手当や特例給付は、6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(小学校入学前)を養育している方に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月分)の手当については前々年(の所得が一定額)以上の場合には、児童手当などは支給され



ません。

支給額

- 最初の子供……………月額 5,000円
- 2人目の子供……………月額 5,000円
- 3人目以降の子供……………月額 10,000円

支払時期

児童手当や特例給付は、原則として毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

平成16年度所得制限限度額

国民年金加入者または年金未加入者の限度額		厚生年金などの加入者の限度額	
扶養人数	所得制限限度額	扶養人数	所得制限限度額
0人	301万円未満	0人	460万円未満
1人	339万円未満	1人	498万円未満
2人	377万円未満	2人	536万円未満
3人	415万円未満	3人	574万円未満
4人	453万円未満	4人	612万円未満
5人	491万円未満	5人	650万円未満

扶養親族の数が6人以上の場合の限度額は、一人につき38万円を加算した額所得と収入は違います。

特集 児童手当を支給
5月末までに手続きを



出生や転入したときは認定請求を
出生や転入などにより新たに支給資格が生じた場合、児童手当を受給するためには、町福祉課で認定請求の手続きが必要です。

現況届

児童手当を受けている方は、毎年6月に現況届を提出しなければなりません。この届けは毎年6月1日時点の状況を記載し、児童手当などを引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届けの提出がないと6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

母子家庭などへ支給される児童扶養手当の額が変更

児童扶養手当は、両親の離婚や父の死亡などによって、父と生計を同じくしていない児童を監護している母または養育している方へ、手当を支給する制度です。今年4月から、児童扶養手当の額が改正されました。

(平成16年4月～)

改定前

児童1人のとき
全部支給額(月額) 42,000円 → 41,880円
一部支給額(月額) 41,990円～9,910円 → 41,870円～9,880円

現在

児童2人のとき
全部支給額(月額) 47,000円 → 46,880円
一部支給額(月額) 46,990円～9,880円 → 46,870円～14,880円

児童3人以上のときは、児童が1人増すごとに3,000円加算

児童扶養手当の額は、児童扶養手当法により、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」がとられています。平成15年の消費者物価指数は前年比0.3%の下落となったことから、平成16年4月から引き下げられたものです。一部支給額は、所得額に応じて決められます。

児童扶養手当制度のあらまし

手当を受けられる方

次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者)を監護している母、または母に代わって養育している方。
父が死亡した児童
父が政令の定める程度の障害の状態にある児童

父の生死が明らかでない児童
父から1年以上遺棄されている児童
父が1年以上拘禁されている児童
母が婚姻しないで生まれた児童
父・母ともに不明である児童(孤児など)
ただし、老齢福祉年金以外の公的年金を受け資格がある人や、婚姻の届け出はしなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるときは対象になりません。

なお、請求者(母または養育者)や扶養義務者(同居の親族)の所得が一定の限度額以上の場合、手当は支給されません。

所得の制限

母または養育者などの前年の所得が、次の限度額以上ある場合は、その年度

(8月から翌年の7月まで)の手当は全額支給停止になります。

所得制限限度額

平成14年中の扶養親族などの数	平成14年度分の所得		
	母または養育者		孤児などの養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人以上	扶養が1人増すごとに38万円加算		

所得と年収は異なります。また、扶養人数は、平成14年中の人数で、今現在の人数ではありません。

認定請求の手続きに必要なもの

手当を受けるには、町福祉課へ認定請求の手続きが必要です。

必要書類は次のとおりですが、該当事由により添付書類が異なる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

- 請求者と対象児童の戸籍謄本(外国人の方は登録済証明書)
- 預金通帳(郵便貯金通帳を除く)
- 印鑑 その他必要書類

手当の支給方法

認定された場合、手当は、手続きした月の翌月分から支給されます。原則として、4月・8月・12月の各月とも11日に、支給月の前月までの4カ月分が金融機関の口座に振り込まれます。

問い合わせ 福祉課児童福祉班(内線)247

愛川町生涯学習推進プラン

後期基本計画素案にご意見を

“学びあい・ふれあい・高めあう生涯学習のまち愛川”を将来像に、町では平成11年4月から愛川町生涯学習推進プラン・前期基本計画をスタートさせ、地域に根差した生涯学習を進めてきました。

この前期基本計画が平成16年度をもって終了するため、町民皆さんの生涯学習に関する要望を把握・分析しながら、現在、平成17年度から22年度までの後期基本計画の策定に取り組んでいます。

このたび、「愛川町生涯学習推進プラン・後期基本計画素案の概要」がまとまりましたので、これについてのご意見・ご提案を手紙またはファクス、電子メールでお寄せください。この冊子は役場1階の町政情報コーナーや半原・中津出張所、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザに置いてありますので、どうぞご覧ください。

愛川町生涯学習推進プラン・後期基本計画素案

将来像

“学びあい・ふれあい・高めあう生涯学習のまち愛川”
～地域に根ざした生涯学習をめざして～

- 目標1 共に学ぶ学習を推進する
- 目標2 幅広い交流活動を推進する
- 目標3 町民の学習活動を支援する

計画の方向

- 1 共に学ぶ学習を推進する
 - (1) 生涯学習の基礎づくり
 - (2) 学習機会の充実
- 2 幅広い交流活動を推進する
 - (1) 交流活動の促進
 - (2) 学習成果の活用
- 3 町民の学習活動を支援する
 - (1) 生涯学習情報システムの整備
 - (2) 生涯学習施設の充実
 - (3) 生涯学習を支える人づくり
 - (4) 生涯学習推進体制の確立

「ご意見などの送り先と問い合わせ」
〒243 0392
愛川町角田251 1 愛川町
教育委員会生涯学習課生涯学習班
☎内線)527 フア
クス(286)4588
生涯学習課あて「後期基本

計画素案への意見(提案)とお書きください。
電子メールアドレス
shogaigakusyu@town.aikawa.kanagawa.jp
期限 5月31日(月)

愛川町男女共同参画基本計画へのご意見・ご提案をお寄せください

町では、平成11年に策定した「あいかわ女性プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指して、さまざまな施策を進めてきました。この間、国では「男女共同参画社会基本法」を制定し、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現を目指しており、町行政でも同様の取り組みが求められています。

「あいかわ女性プラン」の前期計画が平成16年度に終了することに伴い、平成22年度を目標年次とした「男女共同参画基本計画」の策定を住民参加組織である「男女共同参画基本計画策定委員会」の協力をいただきながら進めています。

このたび、「愛川町男女共同参画基本計画(素案)」がまとまりましたので、これについてのご意見・ご提案を手紙またはファクス、電子メールでお寄せください。この冊子は、役場1階の町政情報コーナーや半原・中津出張所、文化会

館、ラビンプラザ、レディースプラザに置いてありますので、どうぞご覧ください。
ご意見などの送り先と問い合わせ
〒243 0392
愛川町角田251 1
愛川町教育委員会生涯学習課
生涯学習班☎内線)527
ファクス(286)4588
生涯学習課あて「男女共同
参画基本計画素案への意見
(提案)」とお書きください。
電子メールアドレス
shogaigakusyu@town.aikawa.kanagawa.jp
期限 5月31日(月)



5月は「ごみ減量化強化月間」

家庭から出る「ごみ」の量を減らすことは、環境を守ることや、ごみ処理経費を削減することにもつながります。

一人ひとりの自主的な取り組みと工夫で、ごみの減量化と資源の有効利用を推進しましょう。

紙類の再資源化にご協力ください！

町では、各家庭から出される紙ごみを資源として有効に利用するため、各行政区に紙類再資源化収納庫を置いていきます。紙類は、燃えるごみとして出さずに、最寄りの収納庫へお持ちください。

収納庫に出せる紙ごみの種類は？

新聞
雑誌

ダンボール

その他の紙類

その他の紙類って例えばどんなもの？

コピー紙・メモ用紙・はがき・封筒・手提げ袋・上質紙・名刺・カレンダー・ノート・手帳・ポスター・和紙・菓子箱などです。

その他の紙類は、透明または半透明の袋に入れて収納庫に出してください。

収納庫のある場所など不明な点は、環境課廃棄物対策班 ☎(内線)381・383 または美化プラント ☎(281)2258へお尋ねください。

植木剪定枝破砕機の購入費を助成します

町では、各家庭から出るごみの減量化・再資源化対策の一環として、電動式生ごみ処理機、堆肥式生ごみ処理器の購入者を対象に購入費の一部を助成していますが、今年度から新たに、家庭から出る植木剪定枝を破砕し、チップ化する機械の購入費の一部を助成することになりました。これらの購入を検討されている方は、ぜひご活用ください。

なお、購入する場合は、事前に環境課廃棄物対策班へお問い合わせください。

新規対象機種 植木剪定枝破砕機(1世帯あたり1台)

植木などを剪定した枝を破砕して堆肥化する処理機
補助対象者 町内在住の方

ごみの減量化および再資源化に積極的に努めようとする方

町税に滞納のない方
補助金額 購入金額(消費税含む)の2分の1(限度額50,000円)

算出した補助金額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。

問い合わせ 環境課廃棄物対策班 ☎(内線)381・383

事業者の皆さんへ

飲食店や商店、事務所などから、事業活動に伴って排出される事業系ごみは、ごみ収集所に出すことができませ

事業系ごみはどうやって処理すればいいの？

美化プラントに直接持ち込むか、町の一般廃棄物許可業者に処理を依頼していただきます。事業系ごみの処理は有料です。

電気冷蔵庫のリサイクルが始まりました

家電リサイクル法の一部が改正され、従来の4品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)に加え、平成16年4月から冷蔵庫がリサイクル対象家電となりました。

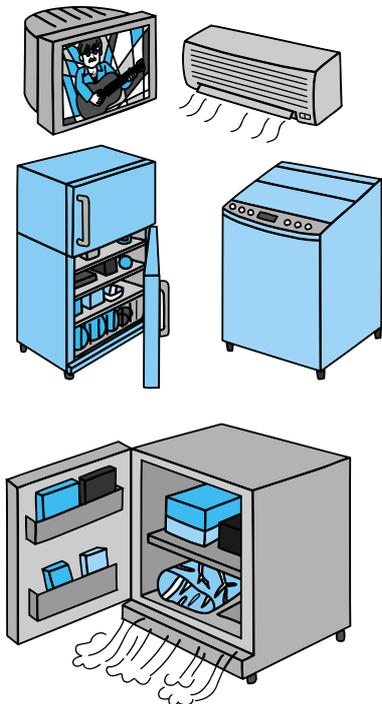
処理方法は？

冷蔵庫を処分する場合には、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機と同様に、過去に購入した販売店か、新しく買い換えをする販売店にリサイクル料金などを添えて引き渡してください。

過去に購入した販売店が廃業した場合は？

事前に、郵便局でリサイクル料金を払い込んでいただき、家電リサイクル券を添付して美化プラントに持ち込んでいただくか、引き取りの連絡をしてください。この場合、リサイクル料金のほかに収集・運搬料金も必要になります。

パソコンは町で処理できませんので、各メーカーの受付窓口でリサイクルの申し込みをしてください。問い合わせ 美化プラント ☎(281)2258



学生の皆さんご存知ですか 国民年金保険料学生納付特例制度

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、保険料を納めることが義務付けられていますが、学生の方で保険料を納めることが困難な場合には、国民年金保険料を納めることが10年間猶予される、「学生納付特例制度」が設けられています。

この承認を受けると、学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

なお、学生納付特例期間中は、老齢基礎年金の受給資格要件には算入されませんが、年



金額には反映されません。10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができますので、満額の老齢基礎年金を受け取るためにも、卒業したら忘れずに追納してください。

4月から翌年3月まで承認を受けようとする方は、毎年5月末までに届け出ることが必要です。まだ届け出が済んでない方は、お忘れのないようご注意ください。
お問い合わせ 長寿課国民年金班
☎内線) 248 または厚木社会保険事務所国民年金業務課
☎ 223・7171

公共下水道使用料 7月1日から引き上げ

近年、下水道整備区域の拡大に伴い生活環境の改善が図られる一方、公共下水道の管理運営費（維持管理費と借入金返済費）は年々増加しています。

このため、公共下水道使用者の皆さんに適正な負担をいただくながら、下水道財政の円滑な運営をしていくため、7月1日から、公共下水道使用料を表のとおり引き上げすることとなりました。

今後とも健全な経営とサービスに努めてまいりますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ 下水道課業務班
☎内線) 333・334

1カ月当たりの公共下水道使用料（消費税別）

区分	排水量	新料金	現行料金
基本額	10立方メートルまで	800円	740円
加算額 (1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え 50立方メートルまで	90円	83円
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	123円	113円
	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	151円	138円
	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	190円	173円
	500立方メートルを超える分	229円	208円

暮らしを守る消防団

愛川町消防団が任期替えに伴い、平成16年4月から新体制となりました。団幹部（副分団長以上）の方々には表のとおりです。（敬称略）

消防団活動には、家族はもちろん、事業所の方々のご理解とご協力が欠かせません。いざというときの地域の安全と安心のため、町消防団とその活動に対する一層のご理解とご協力をお願いします。

所 属	階 級	氏 名
消防団本部	団長	熊坂康治
"	副団長	柏木 彰
"	副団長	小川成人
1分団 愛川地区	分団長	鈴木慎三
"	副分団長	小島一彦
2分団 高峰地区	分団長	沼田 豊
"	副分団長	平本 康
3分団 中津地区	分団長	河内 明
"	副分団長	鈴木徳浩

林野火災を防ごう

近年のアウトドアブームの影響もあって、全国各地で林野火災が多発しています。

出火原因としては、「たき火」「たばこ」「火入れ」など火気の取り扱いの不注意や不始末によるものです。

林野火災は広範囲に延焼する危険があるとともに、水利不足や道路状況から、消火活動が思うようにはかからない場合が少なくありません。また、火災の後は森林の回復に長い年月がかかり、山の保水能力が低下し、土砂災害を引き起こす要因になります。

林野火災は、一人ひとりの注意で防ぐことができます。火気の取り扱いには十分気を付けましょう。

放火火災の防止

全国的には総出火件数の23%が放火火災で約14,500件発生しており、都市部では40%を超えています。愛川町では、昨年発生した建物火災13件中7件は放火火災です。

放火
されない
環境を!

- 1 住宅、倉庫、物置などの周辺の整理整頓、可燃物の除去、施錠管理、照明の設置
- 2 不用意な長時間の路上駐車禁止、施錠管理
- 3 ごみ収集所の指定日、指定時間の順守

放火を防止するには、周囲の監視と地域住民が放火に対する危機意識を持つこと、放火されない環境をつくること大切です。

問い合わせ 消防本部 ☎(285)3131

みんなで作る 愛川町

自治基本条例紹介コーナー

No.1

審議会などの会議を聴きに来ませんか？

先月号でお知らせした自治基本条例により「会議の公開」制度がスタートします。

今月号では、この制度についてご紹介します。

町の各種審議会などの会議公開（自治基本条例第15条）

ある課題について、どのような話し合いがされ、どのように決定していくのか、その過程を明らかにするため、町の各種審議会などの会議を原則として公開します。

会議を開催するときは、事前に皆さんにお知らせします。

お知らせ項目 会議名、開催日時、会場、議題、傍聴方法、問い合わせ先など

お知らせ方法 町政情報コーナー（役場1階）、出張所、文化会館、レディースプラザ、ラビンプラザに掲示します。

町ホームページに掲載します。

傍聴の申し込みは当日受け付けとし、申込者が多数の場合は抽選となることがあります。

会議の開催後には、会議録を作って会議資料と一緒に公開します。

公表方法 町政情報コーナーで閲覧できるようにします。（会議録と会議資料）

町ホームページにも掲載します。（会議録）

法令などで特別の定めのある場合や個人情報などの非公開情報を取り扱う場合、妨害・威圧的な行動などにより会議の目的が達成されないおそれのある場合は、非公開となります。

スタートは9月1日です。

問い合わせ 行政推進課行政管理班 ☎内線)433

清川村

こいのぼり

愛川町の皆さんこんにちは。若葉の色鮮やかな季節になりました。今回は、宮ヶ瀬湖畔園地に大遊泳する「こいのぼり」についてご紹介します。

このイベントは、家庭などで使わなくなったこいのぼりを「宮ヶ瀬こいのぼり実行委員会」に寄贈していただき、宮ヶ瀬湖畔の澄んだ青空の下で雄大に泳がせるものです。

長さ約100メートルにわたって、150匹以上のこいのぼりがスイスイと泳ぐ姿は、見ていて晴れ晴れとした気持ちになります。皆さんもぜひ、お出掛けになってご覧ください。

開催期間 4月29日(木)~5月5日(水)

場所 宮ヶ瀬水の郷、宮ヶ瀬湖畔園地

交通 本厚木駅北口5番線から宮ヶ瀬行きで終点「宮ヶ瀬」下車

有料駐車場有り

問い合わせ 宮ヶ瀬こいのぼり実行委員会 ☎(288) 2888



厚木市

夕焼け市

新緑が目まぶしい季節となりました。今月は、新鮮で安全な地場生産物などを皆さんにお届けする「夕焼け市」をご紹介します。

夕焼け市は、5月12日から10月27日までの毎週水曜日に開催します。市内で生産された新鮮な野菜・米・草花・漬物・まんじゅう・赤飯などの農産物加工品のほか、肉・ハム・パン・せんべい・豆腐などたくさんの店が並びます。

12日はオープニング記念として、いろいろなイベントを用意して皆さんのご来場をお待ちしています。ぜひ皆さんおそろいでお出掛けください。



日時 5月12日~10月27日の毎週水曜日

午後5時~6時30分

9月1日からは午後4時~5時30分

会場 荻野運動公園(厚木市中荻野1500番地)

交通 厚木バスセンターから荻野運動公園経由宮の里行きで「荻野運動公園」下車。

問い合わせ 厚木市農業政策課 ☎(225) 2801

お楽しみ
クイズ

今月号の広報あいかわを読んで、クイズに挑戦してください。正解者の中から抽選で5人の方に、図書券(1,000円分)をプレゼントします。

町は、今年度から、家庭から出る植木の剪定枝を破碎し、チップ化する機械の購入費を一部助成します。補助の対象となるのは1世帯当たり1台までで、購入金額(消費税含む)の2分の1を補助します。

さて、植木剪定枝破碎機を購入した場合の補助限度額はいくらでしょうか。

50,000円 30,000円 20,000円

応募方法 町内に在住の方で、1人1通に限りです。はがきに答え・住所・氏名・年齢・電話番号・本誌のご感想を記入の上、お送りください。(ファクス可)

締切日 5月10日(月)当日消印有効

あて先 〒243-0392 角田251-1

愛川町役場総務課広報広聴班

ファクス(286)5021

正解と当選者は6月1日号でお知らせします。

お知らせ

電波は正しく使いましょう

総務省では、6月1日から10日まで、「電波利用保護旬間」として、携帯電話、消防・救急無線、テレビ・ラジオなど市民生活に欠かせない電波の利用を保護する活動を行っています。

社会生活を脅かす不法な電波をなくすため、電波はルールを守って正しく使いましょう。

問い合わせ 関東総合通信局 不法無線局による混信・妨害 ☎03(5562)7555
電話機・各種電子機器への不要電波障害 ☎03(5562)7557 テレビ・ラジオの受信障害 ☎03(3243)8697

恩給欠格者・引き揚げ者の皆さんへ

独立行政法人平和祈念事業特別基金では、次の方に、内閣総理大臣名の書状などを贈呈しています。

旧軍人軍属で恩給などを受けていない、いわゆる恩給欠格者の方（請求を行うことなく亡くなられた恩給欠格者のご遺族の方）

終戦に伴い、本邦以外の地域から引き揚げられた方

問い合わせ 独立行政法人平和祈念事業特別基金 ☎0120(234)933
ホームページ <http://www.heiwa.go.jp/>

スポーツ

スポーツ施設の抽選日

第1号公園体育館・町立体育館・坂本体育館
抽選日

5月15日(土) 6月15日～7月14日分
6月16日(水) 7月15日～8月14日分

会場 第1号公園体育館会議室

時間 午前8時45分～

問い合わせ 第1号公園体育館 ☎(285)1818

第1号公園野球場・テニスコート・2号公園・坂本運動場・志田運動場・小沢ソフトボール場

抽選日 5月1日(土) 6月分

6月2日(水) 7月分

会場 第1号公園体育館会議室

時間 午前9時～

問い合わせ 第1号公園体育館 ☎(285)1818

三増公園陸上競技場

テニスコートの利用については、6月末日分まで随時受け付けています。

問い合わせ 三増公園陸上競技場 ☎(281)6777

田代運動公園野球場・テニスコート・ソフ

フトボール場

抽選日

5月15日(土) 6月15日～7月14日分

6月16日(水) 7月15日～8月14日分

会場 田代運動公園

時間 午前9時～

問い合わせ 田代運動公園 ☎(281)0427

相談

法律相談

7日(金)・21日(金) 午前10時～午後3時。役場相談室で弁護士が相談に。6月は4日(金)と18日(金)を予定。相談を希望される方は電話予約を。予約をされる方は、相談日の11日前の月曜日から受け付けを開始。(月曜日が祝日の場合は翌日)住民課 ☎(内線)255(有線)4822

消費生活相談

6日、10日、13日、17日、20日、24日、27日、31日の午前10時～午後4時。役場相談室で消費生活専門相談員が相談に。(電話相談も可)

交通事故相談

12日(水)と26日(水) 午前10時～午後4時。役場相談室で交通事故専門相談員が相談に。相談を希望される方は住民課へ電話予約を。

住宅相談

19日(水) 午後1時～4時。役場相談室で建築事業組合愛川の会員の方が新築や増改築、耐震建築などの相談に。

不動産相談

27日(木) 午前10時から午後4時まで。神奈川県宅地建物取引業協会県央支部の方が土地・建物取引にかかる問題などの相談に。(電話での相談も可)

行政書士相談

13日(木) 午後1時～4時。役場相談室で神奈川県行政書士会厚木支部の会員の方が

相談に。

教育相談

不登校・校外生活・非行・就学相談など来所相談は、毎週月・火・木・金曜日の午前9時～午後4時。役場教育開発センター ☎(内線)546で、教育相談員が相談に。

出張相談は、10日(月)にレディースプラザで、17日(月)にラビンプラザでいずれも午前10時～午後3時まで行います。

相談指導教室およびスクールカウンセラー相談に関することも、同センターにお問い合わせください。

電話相談は、土曜・日曜・祝日を除く毎日、教育開発センター ☎(内線)546で受け付けています。

ハローワーク就労相談会

27日(木)の午前10時から午後3時まで、役場1階相談コーナーでハローワーク職員が相談に。

福祉の窓

精神障害者のためのショートステイ事業

在宅の精神障害者を介護する家族の方が、病気や冠婚葬祭などの理由で介護することが一時的に困難となった場合、短期入所(ショートステイ)施設を利用することができます。

対象 精神保健福祉手帳をお持ちの方や、精神疾患により障害年金を受けている方、または精神疾患による公費負担医療費助成を受けている方

申し込み 申請は随時受け付けています。

利用期間 原則として7日以内

利用施設 生活訓練施設(援護寮)ヴァルトハイム厚木 厚木市上荻野1671

費用 食事代が掛かります。(生活保護世帯は除く)

問い合わせと申し込み 福祉課障害福祉班 ☎(内線)245・249

今月の納税・納付

固定資産税 第1期分・全期前納分

軽自動車税 全期分

納期限 5月31日(月)

納税は便利な口座振替で

文化会館 催し案内

ホール

月日	催し	開演	終演	主催	入場
5/9 (日)	第36回歌謡発表会	11:00	16:30	愛川町歌謡協会 大貫 ☎ 281)0011	無料 (先着535人)
5/16 (日)	第18回雅流舞踊会	11:00	16:30	雅会 森川 ☎ 286)1150	無料 (先着535人)
5/23 (日)	愛川ライオンズクラブ 30周年記念講演 講師 小関哲哉	13:30	16:30	愛川ライオンズクラブ 事務局 ☎ 285)7899	無料 (先着535人)
5/29 (土)	県央愛川農協 第22期通常総会	13:00	16:00	県央愛川農協 ☎ 286)2111	関係者

「夢カード」で文化会館前売り券が交換できます。

展示

月日	催し	主催	備考
5/9 (日)	玉流水墨展 「作品展示展」	玉流墨絵会 稲葉 ☎ 281)5349	初日は 13:00から 最終日は 15:00まで
5/16 (日)			
5/19 (水)	「書ぞめ上位入選展」	文化書道学会愛川支部 梅沢 ☎ 286)0656	初日は 10:00から
6/2 (水)			

展示場所はすべて1階で、入場は無料です。通常の展示時間は午前9時から午後5時までです。問い合わせは直接主催者をお願いします。

不用品情報

譲りたい

ヘルストロン セミダブルベッド
手すり付ポータブルトイレと紙お
むつを無償で。
三輪車子供用(くまのプーさん)を
価格相談で。

譲ってほしい

学生服女性用 愛川高校・厚木北高
校) 子供用洋服だんす くつ箱
(小) レーザカラオケ用ディスク
愛川幼稚園制服・スモック・ジャ
ージなど(サイズ110・120)男女
両方 ダブルベッド ノートパソ
コン 2人用ベビーカー ソファ
電子レンジを無償で。
ピアノ(アップライト型) 点字板
8トラック・カラオケテープを価
格相談で。

連絡先/住民課住民相談班 ☎ 内線)255



お知らせ

城山ダム洪水対応演習を実施

城山ダム管理事務所では、梅雨や台風などの出水期を迎えるに先立ち、ダム放流による事故を未然に防止するため、城山ダム洪水対応演習を行います。

実施日は5月12日(水)で、ダム下流の警報所からスピーカー放送・サイレンの吹鳴・電光表示・赤色回転灯の点灯・警報車による巡回放送などを行います。

なお、ダムからの放流は行いませんので、お間違えのないようお願いいたします。
問い合わせ 城山ダム管理事務所 ☎ 042 (782)2831

事業所・企業統計調査 商業統計調査 サービス業基本調査にご協力を

6月1日、事業所・企業統計調査と商業統計調査、サービス業基本調査の3調査が同時に実施されます。この調査は、総務省と経済産業省が実施するもので、全国の民営事業所すべてが対象になります。

5月下旬から調査員が各事業所に伺いますので、お忙しいところ恐れ入りますがご協力をお願いします。

なお、調査の内容は、統計法に基づき統計作成以外の目的には一切使用されません。

問い合わせ 行政推進課情報統計班 ☎ 内線)432

わかばのつどい

図書館では、ボランティアサークル「おはなしたんぼぽ」の皆さんによる、「わかばのつどい」を開催します。

日時 5月22日(土)午後2時~
会場 文化会館リハーサル室
内容 紙芝居、読み聞かせなど
入場 無料

問い合わせ 図書館 ☎ 内線)570・571

今月の休日納税窓口

5月30日(日)
午前8時30分~午後5時

役場1階税務課で、町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税が納められます。

町長と話し合うつどいを開催

町民皆さんと町長が、直接まちづくりについて話し合う「町長と話し合うつどい」を開催します。話し合いのテーマは「自治基本条例の骨子について」「地域の防犯活動について」で、開始時刻はいずれも午後7時30分からです。お近くの会場にお越しください。

問い合わせ 総務課広報聴班 ☎(内線) 212

開催日	会 場	行政区
5月10日(月)	春日台会館	春日台
11日(火)	桜台団地公民館	桜台団地
13日(木)	大塚公民館	大 塚
17日(月)	六倉児童館	六 倉
18日(火)	坂本児童館	坂 本
21日(金)	半縄公民館	半 縄
25日(火)	桜台児童館	桜 台
27日(木)	二井坂児童館	二井坂
28日(金)	下谷八菅山児童館	下谷八菅山
31日(月)	熊坂児童館	熊 坂
6月1日(火)	上熊坂児童館	上熊坂
3日(木)	小沢公民館	小 沢
9日(水)	高峰老人福祉センター	箕 輪
10日(木)	三増児童館	三 増
11日(金)	角田児童館	角 田
14日(月)	田代児童館	田 代
16日(水)	細野児童館	細 野
17日(木)	両向児童館	両 向
21日(月)	ラビンプラザ	宮 本
22日(火)	原白児童館	原 白
24日(木)	川北児童館	川 北

あいかわ楽習応援団 「みんなの先生」募集中

町民皆さんの生涯学習を支援する人材バンク「みんなの先生」という制度があります。自分の知識・技術・経験などをボランティアに生かしたい方、登録して活動しませんか。

外国籍の方で、外国語や料理などの指導ができる方の登録もお待ちしております。登録はいつでも受け付けています。

お問い合わせ 生涯学習課生涯学習班 ☎(内線) 527

平成16年度 主な行事予定

今年度行われる予定の主な行事は次のとおりです。開催日や会場などは変更になる場合があります。

開催日	行事名	会 場
5月30日(日)	04あいかわごみゼロ・クリーンキャンペーン	町内全域
6月6日(日)	あいかわ2004健康の日	保健センター・福祉センター
8月29日(日)	勤労祭野外フェスティバル	内陸工業団地街路
10月7日(木)	福祉体育大会	三増公園陸上競技場
10月3日(日)	半原系の里文化祭・だだんべまつり	繊維産業会館周辺
10月10日(日)	あいかわスポーツ・レクリエーションフェスティバル	第1号公園ほか
10月16日(土)	社会福祉大会	文化会館ホール
10月23日(土)	ふるさとまつり	役場庁舎周辺
24日(日)		
10月31日(日)	三増合戦まつり	三増合戦碑周辺
11月3日(水)	町表彰式	役場4階会議室
	マス釣り大会	中津川マス釣り場
11月20日(土)	愛川町交通安全推進大会	文化会館3階会議室
11月21日(日)	ごみの工夫と生活展	役場および文化会館周辺
11月23日(火)	優良店舗コンクール・優良従業員・優良技能者表彰式	文化会館3階会議室
1月8日(土)	消防出初め式	下箕輪消防訓練場
1月9日(日)	町一周駅伝競走大会	三増公園陸上競技場
	成人式	文化会館ホール

緊急一時保育をご利用ください

自宅で子供の保育をしている方が、通院や冠婚葬祭などで保育することができなくなった場合、町保育園で一時的にお預かりしています。

対象 町内に住む、生後12カ月から小学校就学前までの子供

利用できる保育園 中津保育園、春日台保育園

利用できる日 月曜日～金曜日

保育料

単 位	年 齢	金 額
1時間	1・2歳	300円
	3歳	200円
	4歳以上	100円
給食1回		300円
おやつ1回		50円

申し込みと問い合わせ 中津保育園 ☎(285)0084または春日台保育園 ☎(285)0795

10月にちから図書館デス

話題の本

オドオドの頃を過ぎて	阿川佐和子
瑠璃の翼	山之口 洋
裂けた瞳	高田 侑
眠らんかな	坂上 弘
ジャスミン	辻原 登

問い合わせ 図書館 ☎(内線) 570・571



乳幼児の健康診査

受け付け 午後1時15分～2時15分

会場 町保健センター

問い合わせ 健康づくり課予防班☎(内線) 263・264

対象	期日	持ち物
4カ月児 (16年1月 生まれ)	6月1日 (火)	母子健康手帳、 乳幼児手帳の アンケート
10カ月児 (15年8月 生まれ)	6月10日 (木)	母子健康手帳、 乳幼児手帳の アンケート
1歳6カ月児 (14年11月 生まれ)	6月11日 (金)	母子健康手帳、 歯ブラシ、タオル、 乳幼児手帳の アンケート
3歳6カ月児 (12年11月 生まれ)	6月8日 (火)	母子健康手帳、 歯ブラシ、タオル、 当日の朝の尿、 アンケート用紙、 視力・聴力の調査票 (記入済みのもの)

3歳6カ月児健診については、対象者へ5月下旬に必要書類をお送りしますので、届かない方はご連絡ください。

町民健康相談

期日 5月24日(月)

対象 乳幼児からお年寄りまで

受け付け 乳幼児とその保護者：午前9時～10時 成人：午前10時～11時

会場 町保健センター

内容 生活習慣病、育児・栄養相談、血圧測定、尿検査など

問い合わせ 健康づくり課健康づくり班☎(内線) 262

予約の必要はありませんので、ご希望の方は当日直接会場へお越しください。



お子さんの歯科保健指導

お子さんに虫歯はありませんか？虫歯をなくして丈夫な体をつくりましょう。

会場 町保健センター

持ち物 母子健康手帳・歯ブラシ・タオル・コップ・乳幼児手帳のアンケート

問い合わせ 健康づくり課予防班☎(内線) 263・264

教室名	期日	対象	受け付け
むしばいばい (虫歯予防) 教室	5月27日 (木)	15年4月 生まれ	午前9時 45分～ 9時55分
2歳児 歯科検診	5月27日 (木)	13年10月 ・ 14年4月 生まれ	午後1時 30分～ 2時30分

2歳児歯科検診を受診する方のうち、むしばいばい教室を受診されていない方は、午後1時15分までにお越しください。

育児について心配のある方は、保健師が相談をお受けします。

2歳児歯科検診では身長・体重測定も行っています。

女性のための保健医療相談

女性が活躍する場の広がりに伴い、人間関係や育児・介護などのストレスや健康上の悩みを感じる方が増えています。町では、こうした方が気軽に相談できるよう、女性医師による保健医療相談を開催します。

日時 5月20日(木) 午後1時～3時(予約制・20分程度)

会場 町保健センター

対象 女性のみ

内容 女性医師(内科・小児科・循環器科)による健康相談

問い合わせ 健康づくり課健康づくり班☎(内線) 262

がん検診を申し込まれた方へ

がんの集団検診を申し込まれた方には、5月下旬に受診券・問診票・便の検査容器(大腸がんの検診を申し込まれた方のみ)をお送りしますので、検診日に必ずお持ちください。

なお、乳がんの集団検診を申し込まれた方のうち、乳房X線検査該当者には、10月下旬に受診券・問診票をお送りします。

また、医療機関検診を申し込まれた方には、6月中旬に受診券をお送りします。

問い合わせ 健康づくり課健康づくり班☎(内線) 262

厚木保健福祉事務所からのお知らせ

栄養専門相談

内容 病気の方などの食事相談。

期日 5月11日(火)・18日(火)

時間 午前9時～午後4時

専門医による精神保健相談

内容 心の病気や社会復帰などの相談。

アルコール・薬物・シンナーなどの依存症の相談も行います。

期日 5月12日(水)・19日(水)・27日(木)

時間 午後1時30分～4時

女性の保健相談

内容 思春期以降の女性の健康・病気についての相談。女性婦人科医師による個別相談。

期日 5月19日(水)

時間 午後1時30分～3時50分

障害児のための歯科相談

対象 心身に障害のある幼児

期日 5月6日(木)

時間 午後1時30分～2時

大人の歯茎検診

内容 歯と歯茎の健康を保つための検診とブラッシング指導

対象 20～39歳

期日 5月25日(火)

時間 午後1時30分～2時

妊娠中の方は、この機会にぜひ受診しましょう。

エイズ無料検査

期日 毎週月曜日

時間 午後1時30分～3時

電話相談は、随時行っています。

HIV検査目的の献血は、輸血を受ける患者さんに感染を引き起こす可能性があります。絶対に行わないでください。

外国籍の方の結核健康診断

期日 毎週水曜日

時間 午前9時～10時30分

料金 無料

申し込みと問い合わせ 厚木保健福祉事務所☎(224)1111

会場は厚木保健福祉事務所になります。事前に電話で予約をしてください。

平成16年度町民健康講座参加者募集

町では今年度、町民の方ならどなたでも参加できる「町民健康講座」を開催します。1講座のみの参加も受け付けていますので、自分の健康を守るため、皆さんもぜひ参加してください。10講座以上受講された方には修了証書を交付します。

なお、参加される場合には予約が必要です。詳細については、本誌で随時お知らせします。

申し込みと問い合わせ 健康づくり課健康づくり班 ☎内線)263・264

期日	内容	テーマ・講師など	時間	会場
6月	あいかわ健康の日2004	健康づくりに関するいろいろな催しがあります。(自由参加)	午前10時~正午 午後1時~3時	保健センター周辺
	なるほど納得!健康講座	糖尿病について 講師:医師	午後1時30分 ~3時30分	町役場4階会議室
7月	なるほど納得!栄養講座	食生活の基礎知識 料理の組み合わせと 食事判断	午前10時~正午	レディースプラザ
	なるほど納得!健康講座	高脂血症について 講師:医師	午後1時30分 ~3時30分	町役場4階会議室
8月	なるほど納得!健康講座	高血圧について 講師:医師		
9月	なるほど納得!エクササイズ	楽しくストレッチ、正しい ウォーキング方法、フット ケアなど簡単な体操 講師:健康運動指導士	午前10時~正午	レディースプラザ
	なるほど納得!エクササイズ			
	なるほど納得!栄養講座	食生活の基礎知識 栄養所要量と栄養計算	午前10時~正午	レディースプラザ
	なるほど納得!エクササイズ	楽しくストレッチ、正しい ウォーキング方法、フット ケアなど簡単な体操 講師:健康運動指導士	午後1時30分 ~3時30分	レディースプラザ
なるほど納得!エクササイズ				
10月	なるほど納得!栄養講座	食生活の基礎知識 特殊栄養食品と栄養表示	午前10時~正午	レディースプラザ
11月	なるほど納得!健康講座	介護保険制度について 講師:介護支援専門員	午後1時30分 ~3時30分	町役場4階会議室
12月	なるほど納得!健康講座	花粉症について 講師:医師		
1月	なるほど納得!健康講座	心の健康 講師:アロマセラピスト		
2月	なるほど納得!健康講座	いのち、生きなす 講師:医師		

健康運動教室を開催

運動することで皆さんの生活習慣病予防や改善・健康の維持増進が図れるよう「健康運動教室」を開催します。どのように運動したらよいかかわからない方へ、専門の先生(健康運動指導士)により体力チェックや健診の結果をもとに個人プログラムを作ります。有酸素運動やトレーニングマシンを使って楽しく運動してみませんか?

対象者 町内在住の40歳以上の方で、医師による運動制限がなく、生活習慣病予防のために運動が必要な方、または運動不足により体力が低下している方。

定員 午前・午後各コース15人(先着順)

で受け付け) 初めての方で、毎回参加できる方を優先させていただきます。

期間

7月~9月.....月曜日と木曜日の週2回

10月~12月...月曜日の週1回

受講料

7月~9月.....総額2,000円

10月~12月...総額1,000円

時間

午前コース:午前10時30分~午後0時30分

午後コース:午後1時30分~3時30分

会場 第1号公園体育館ほか

申込期間 5月6日(木)~21日(金)

申し込みと問い合わせ 健康づくり課健康づくり班 ☎内線)264



保健師より
ひとこと

生活習慣病の予防について

いつまでも健康な体で毎日を過ごすことは、だれもが願うことです。しかし、恐ろしい生活習慣病が、あなたの体を狙っているかもしれません。

日ごろの生活習慣が大きく関係し、長い時間をかけて進行していく生活習慣病。防ぐためのポイントは分かっている、なかなか実行できない方も多いと思います。予防のポイントは、達成できる目標を立てて、それをしっかり守ることで。

生活習慣病予防のポイント

1. 食事は、栄養バランスを考えて、野菜を多く取りましょう!
2. 定期的な運動や生活の中で小まめに体を動かしましょう!
3. 十分な睡眠・休息で気持ちをリラックスさせましょう!
4. たばこは控え、お酒は適量とし、休肝日をつくりましょう!

おわびと訂正

広報あいかわ4月1日号「保健ガイド」欄でお知らせしました「保存版 救急医療一覧表」の「病院群輪番制診療」に誤りがありました。おわびして訂正します。正しくは以下のとおりです。

病院群輪番制診療

診療日 平日夜間(午後5時~翌日の午前9時)
(受付時間)土曜日(正午~翌日の午前9時)
休日・休日夜間(午前9時~翌日の午前9時)
診療科目 内科系・外科系

診療日	病院名・所在地・電話番号
月	仁厚会病院 厚木市中町3-8-11 ☎221)3330
火	厚木北部病院 厚木市下荻野942-1 ☎241)8877
水	近藤病院 厚木市東町3-3 ☎221)2376
木	春日台病院 愛川町春日台3-13-1 ☎285)3322
金	東名厚木病院 厚木市船子232 ☎229)1771
土	森の里病院 厚木市森の里3-1-1 ☎247)2121

サミんなの サークルファイル

【安全な食を考える会】

スローフードでおいしい生活

現在、日本の食料自給率が40%であることや、牛海綿状脳症(BSE)、鳥インフルエンザの問題などから、わたしたちの「食」に関する問題は一段と深刻になってきました。こうした問題に伴って、食品の安全性を求める声も大きくなってきています。

このような時代の中で、わたしたちは「健康な体づくりは健康な作物から。健康な作物は健康な土づくりから」を言葉に、普段何げなく口に運んでいる食べ物をもう一度じっくりと見つめ直すため、平成14年から活動を始めました。

健康な体づくりのために、そして食べる人と作る人が一緒にあって「安全な食」について考えることができるように、定期的に有機栽培技術などの勉強会をしたり、共同で農地を借り入れ、安全な農産物を作ったりしています。また、会員同士の親睦を図るため、収穫した野菜などを使った収穫祭や芋煮会などの楽しい行事も予定しています。自分たちが有機栽培で作った野菜などはとてもおいしく、会員の中には、有機栽培で育てた野菜のおいしさに感動したのをきっかけに、参加している人もいます。

忙しい毎日を通してわたしたち現代人だからこそ、ファーストフードやインスタント食品ではなく、安全な食品をしっかりと食べて、健康な毎日を過ごすことが大切なのではないでしょうか。

こうした活動に興味をお持ちの方や、ぜひ自分で野菜を作ってみたいという方は、いつでもお問い合わせください。
問い合わせ 黒澤 2881-4981

お知らせ

サークルファイルでは、皆さんからの投稿を募集しています。掲載希望の方は、総務課広報広聴班(内線)212



わたしのとっておき



このコーナーでは、あなたの自慢の作品を紹介させていただきます。家族やペットの写真・自作のイラストなどをお送りください。(営利目的や宗教・政治色が強いものは掲載できません) 応募方法 町内在住の方で、作品と住所・氏名・年齢・電話番号・作品の解説などを明記の上お送りください。電子メールでも受け付けています。あて先 〒243-0392 角田251-1 愛川町役場総務課広報広聴班 電子メール koho@town.aikawa.kanagawa.jp



優ちゃん最近ちょっと太り気味です。
(乗田恵さん)



姉妹(?)でわが家に。
(片岡キヨ子さん)

ただ今、工作中!! 名前はベルです。



楽

**しい運動で元気ハツラツ！
健康運動教室**

生活習慣病の予防や、健康の維持増進を目的として町健康づくり課が開催している「健康運動教室」。毎年たくさんの方が参加する、とても人気のある教室です。

参加者の田口妙子さんは、「正しいウォーキングの仕方、エアロピクス、トレーニングマシンの使い方など、インストラクターにい

ろいろ教わり、貴重な時間が過ごせたと思います。また、何より一緒に運動を楽しめる友人がたくさんできたことも大きな収穫でした」と話していました。

この「健康運動教室」は、今月号の本誌「保健ガイド」で参加者を募集しています。健康が気になる方はぜひ申し込んでください。



県

**立愛川高校が
ボランティア活動の協定を締結**

県立愛川高校は4月8日、愛川町や社会福祉協議会、町内福祉施設など10団体と、同校生徒のボランティア活動に関する協定を結びました。役場で行われた合同締結式では、廣田学校長と山田町長らがそれぞれ締結書に調印しました。

県立愛川高校は地域に根差した学校づくりの一環として、平成16年度から高校生の校外ボランティア活動に対し、単位の認定を

していくこととしています。

今後、町主催のイベントをはじめ、福祉・介護・子育てなど各分野で高校生のボランティア活動が展開されます。

県立愛川高校と協定を締結した団体

- 愛川町
- 愛川町社会福祉協議会
- 志田山ホーム
- せせらぎ
- ミノワホーム
- 愛川幼稚園
- 春日台幼稚園
- 楠幼稚園
- 中津幼稚園
- 県立愛川ふれあいの村



廣田学校長(右)



愛

**川町に春を告げる
八菅神社の春の例大祭**

春の暖かな一日となった3月28日、八菅神社で毎年恒例の「火渡り儀式」が行われました。

この火渡り儀式は、八菅神社春の例大祭の中で無病息災を祈る行事として行われているもので、は

るか奈良時代より伝わったといわれています。一般の方も参加できることから今年も大勢の観光客でにぎわい、山伏を先頭に残り火の中を素足になって渡っていました。



人口	42,811 (-73)
男	22,022 (-60)
女	20,789 (-13)
世帯	15,312 (-1)

第12回 愛川リサイクルマーケットを開催 出店者を募集します

家庭にある古着や雑貨などを捨てることなく、必要な方に安く譲りリサイクルマーケットを開催します。皆さんの出店をお待ちしています。

日時 5月16日(日) 午前10時~午後3時

場所 文化会館かえで広場

出店予定 55店舗(1店舗あたり2畳程度の広さ)

出店条件 町内在住の方。ただし、食品類・仕入物の販売および業者の出店はできません。

参加料 500円 参加費の一部は福祉関係に寄付させていただきます)

申込開始日 5月6日(木) 午前8時30分から(定員になり次第締め切り)

問い合わせ 環境課廃棄物対策班 ☎ 内線 382・383

5月16日
(日)



あいかわ

5月

カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1 農林まつり
2 農林まつり	3	4	5	6 消費生活相談	7 法律相談 1歳6カ月児健康診査	8
9	10 消費生活相談 町長と話し合うつどい(春日台会館)	11 4カ月児健康診査 町長と話し合うつどい(桜台団地公民館)	12 交通事故相談	13 消費生活相談 行政書士相談 10カ月児健康診査 町長と話し合うつどい(大塚公民館)	14	15
16 愛川リサイクルマーケット	17 消費生活相談 町長と話し合うつどい(六倉児童館)	18 3歳6カ月児健康診査 町長と話し合うつどい(坂本児童館)	19 住宅相談	20 消費生活相談 女性のための保健 医療相談	21 法律相談 町長と話し合うつどい(半縄公民館)	22
23	24 消費生活相談 町民健康相談	25 町長と話し合うつどい(桜台児童館)	26 交通事故相談	27 消費生活相談・不動産相談 ハローワーク就労相談会・むしばいばい教室・2歳児 歯科検診・町長と話し合うつどい(二井坂児童館)	28 町長と話し合うつどい(下谷八菅山児童館)	29
30 休日納税窓口 04あいかわごみゼロ ・クリーンキャンペーン	31 消費生活相談 町長と話し合うつどい(熊坂児童館)					

休館のお知らせ

文化会館休館日

毎週火曜日(4日は開館) 6日(木) 11日(火) 18日(火) 25日(火)

図書館休館日

毎週火曜日(4日は開館) 1日(土) 6日(木)

第1号公園体育館休館日

毎週火曜日(4日は開館) 6日(木)

田代運動公園・三増公園陸上競技場休園日

毎週火曜日(4日は開園) 6日(木) 7日(金) 10日(月) 12日(水)

図書館閉館時間

午前9時30分~午後6時